四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第44号

四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則(平成20年四日市市規則第4 4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(第一種動物取扱業登録の要件確認)	(第一種動物取扱業登録の要件確認)	
第2条 省令第2条第2項第2号及び第	第2条 省令第2条第2項第2号及び第	
3号に規定する書類は、法第12条第	3号に規定する書類は、法第12条第	
1 項第 1 号から <u>第 7 号の 2</u> までに該当	1項第1号から <u>第6号</u> までに該当しな	
しないことを示す書類 (第1号様式)	いことを示す書類(第1号様式)によ	
によるものとする。	るものとする。	

第1号様式を次のように改める。

動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに 該当しないことを示す書類

四日市市保健所長

申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 〒 電話番号

以下の者は、動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までのいずれにも該当しません。

申請者
当該法人の役員
動物取扱責任者
使用人

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

身 分 証 明 書 第 号 所 属 名 職 写真 氏 名 年 月 日生 上記の者は、三重県動物の愛護及び管理に関 する条例第13条第1項の規定による立入検査 を行う職員であることを証明します。 年 月 日発行 四日市市長 印

(裏)

三重県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋

(立入検査等)

2 前項の規定により立入検査等をする職員 は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の 第13条 知事は、この条例の実施を確保するた 請求があるときは、これを提示しなければな らない。

8.0

cm

め必要があると認めるときは、飼い主から報

告を求め、又は当該職員をして飼養場所に立 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のた

入検査をさせ、若しくは飼い主その他の関係 めに認められたものと解してはならない。 者に質問させることができる。

※上記の知事の権限は、三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年三重県条例第2号)に より、市長に移譲されています。

12. 0cm

身 分 証 明 書		
第 号		
所属		
職名		
氏名	写真	
年 月 日生		
		12.0cm
上記の者は、三重県動物の愛護及び管理に関する条例] 12. 0cm
第 14 条第 1 項の規定による動物愛護管理員であるこ		
とを証明します。		
年 月 日発行		
四日市市長		
←		$\longrightarrow \hspace{0.1cm} \downarrow$

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日において、この規則による改正前の四日市市動物の愛護及び 管理に関する法律施行細則の規定により交付されている身分証明書は、この規則に よる改正後の四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の規定により交付 された身分証明書とみなす。

(健康福祉部衛生指導課)